

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0728001 号にて検査料の点数の取扱いに関して、下記のとおり改正されましたので、ご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《 適用 日 》 平成 16 年 8 月 1 日 (日)

《検査法追加項目》

検 査 項 目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
糞便中ヘリコバクター・ ピロリ抗原	160 点 免疫学的検査 (144 点)	D012 感染症血清反応 の「19」	免疫クロマト法
	ア 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA 法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保医発第 180 号)に即して行うこと。		
尿中レジオネラ抗原	200 点 免疫学的検査 (144 点)	D012 感染症血清反応 の「23」	免疫クロマト法
	尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA 法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り 1 回を限度として算定する。		

糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原については、ELISA 法にて受託いたしております。【コード：5731】
尿中レジオネラ抗原については、EIA 法にて受託いたしております。【コード：5743】